

「第51回スーパーマーケット・トレードショー2017」岡山県ブース出展・食品・飲料の商品開発・販売に関する事業計画策定 募集要領

1 目的

食品・飲料の販路開拓の支援

2 募集事業

(1) 「第51回スーパーマーケット・トレードショー2017」

- ・開催期間 平成29年2月15日（水）～17日（金）（3日間）
- ・開催場所 幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1）
- ・内容等 スーパーマーケットを中心とする流通業界に食の最新情報を発信する見本市

※前回実績 出展者数1,918社・団体、来場者数延べ90,518人

〈岡山県ブースの概要〉

- ・小間数 10小間（予定）
- ・募集数 16社～18社程度
- ・商品展示 1社あたり長机1本分（横幅約150cm）を予定
- ・負担金 8万円（税込み）
- ・その他 小間数や負担金額は参加者数により変動します。
特殊什器・備品使用料、旅費、滞在費、輸送費等は別途必要となります。

※見本市の過去の開催状況がご覧になれます。

「SMTS」で検索してください (<http://www.smts.jp/>)



(2) 食品・飲料の商品開発・販売に関する事業計画策定

- ・概要 売れる商品づくりと販路開拓を支援するため、マーケティングに精通するコーディネーターの定期的な派遣を行い、ニーズに合った商品開発やターゲットを絞った販売活動など、食品・飲料の開発から販売に至るまでの事業計画の策定を支援します。
- ・募集数 10社程度
- ・負担金 無料
- ・その他 コーディネーターの派遣回数は1社あたり5～8回程度を予定

※両事業への応募、どちらか一方の事業への応募、いずれも可能です。

3 応募要件等

(1) 要件（両事業共通）

- ・岡山県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等※であること。
- ・原則として食品・飲料の開発・製造・販売を行っていること（他社に委託製造している場合は自社で販売していることが表示されていること）。
- ・事業者又はその役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ・県税を滞納していないこと。

※「中小企業等」：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者及び小規模企業者、並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合

(2) 応募方法（両事業共通）

ア 提出書類

- ・申込書（岡山県中小企業団体中央会 HP からダウンロードしてください。）
<http://www.okachu.or.jp/>
- ・県税を完納している証明書（完納証明書）
- ・パンフレット等会社の事業概要がわかるもの（任意）
- ・商品パンフレット（任意）

イ 提出先及び提出方法

下記まで郵送又は持参してください。

岡山県中小企業団体中央会（岡山フードバレーセンター） 担当：太田、鈴木
〒700-0817 岡山市北区弓之町4番19-202号

ウ 提出期限

平成28年6月6日（月）17時（必着）

(3) 審査選定

各事業について、書類審査のうえ対象事業者を決定

4 注意事項

- ・応募に係る費用は応募者の負担とします。また、提出書類等は返却いたしませんので予めご了承ください。
- ・審査の結果（不採択の理由等）に関するお問合せには、応じかねますので予めご了承ください。

5 お問い合わせ先

岡山県中小企業団体中央会（岡山フードバレーセンター） 担当：太田、鈴木
〒700-0817 岡山市北区弓之町4番19-202号

TEL:086-224-2245 FAX:086-232-4145